

広島県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第三十四号

##### 広島県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例

広島県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成十三年広島県条例第一号）は、廃止する。

##### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。